

ご契約者優待サービス(クラブオフサービス)

会員優待価格でさまざまな施設・サービスなどをご利用いただけます。



全国のホテル・宿

人気の国内宿泊施設の
約20,000カ所の宿泊代金

会員優待価格



ハウスクリーニング

頑固な汚れをプロの
技術でピカピカに!

会員優待価格

※「クラブオフサービス」は、株式会社リロクラブが提供するソニー損保ご契約者専用のサービスです。
※ご利用にあたっては、クラブオフへの会員登録が必要になります。クラブオフとは、株式会社リロクラブが提供するサービス名称です。
※記載の内容は2022年12月現在の内容です。

お見積り・お申込みはインターネットから

検索エンジンでキーワードをご入力いただくか、QRコードをスマホで読み取ってイオン銀行の専用URLへ!



イオン銀行 火災保険

検索

スマホはこちらから

ご案内にあたって

【イオン銀行による本商品の募集に関して】

- 上記記載のウェブページにて、保険募集におけるお客さまの個人情報のお取扱いについて説明させていただくとともに、銀行の保険募集における法令上の制限等について、確認をさせていただきます。
上記説明に同意いただけない場合や保険募集における法令上の制限等への該当の有無の確認結果によっては本商品の募集ができない場合があります。
- ソニー損保の火災保険のご契約の有無が、イオン銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- ソニー損保の火災保険は損害保険であり、預金ではありません(預金保険制度の対象外です)。ご契約はお客さまと引受保険会社であるソニー損保とのお取引となります。
- ご契約締結後のお客さまの事故対応や各種手続きは引受保険会社であるソニー損保が対応します。イオン銀行はソニー損保の各種窓口のご紹介および苦情・ご相談の対応をします。

【本商品についてのご注意】

- お客さまのご契約条件等によっては、ソニー損保でお見積りの作成・ご契約のお引受けをできない場合があります。
- 商品の比較・検討の際には、保険料だけでなく補償内容等も充分ご考慮ください。
- 商品の詳細は、ソニー損保のウェブサイト、カスタマーセンターなどでご確認ください。

受付コード

※右記取扱代理店は、ソニー損害保険株式会社の代理店として保険契約締結の媒介を行っており、締結代理権および告知受領権は有しておりません。また、乗合代理店として複数の保険会社の商品を取扱っております。

●引受保険会社 **ソニー損害保険株式会社**
〒144-8721 東京都大田区蒲田5-37-1アロマスクエア11F

取扱代理店

イオン銀行

株式会社イオン銀行
〒101-00154 東京都千代田区神田錦町3-22
ローン専用ダイヤル 0120-48-1258
<https://www.aeonbank.co.jp/>

※お客様にご提供いただいた情報は、お問合せの商品およびソニー損保の他の商品のご案内などに使用させていただくことがございます。お客様に関する情報のソニー損保での取扱いについては、ソニー損保のウェブサイト、カスタマーセンターなどでご案内しています。

作成年月:2022年12月 本パンフレットの記載内容は2022年12月現在のものであり、今後の商品改定などにより変更となる場合があります。 2000A20Q2205-AVEX1D

変わらない安心を、今よりも安く。
ソニー損保の火災保険

充実の補償で
あなたの大切な財産を
しっかり
守ります!

※店舗などの併用住宅や、賃貸物件にお住まいの方はお申込みいただけません。
※このパンフレットはソニー損保の火災保険の概要を説明しています。ご契約に際しては重要事項説明書等を必ずご覧ください。

ソニー損保の火災保険 **4つの特長** 1 ▶ 2

充実の補償内容 3 ▶ 6

地震保険は「必要保険」です 7 ▶ 8

家財の補償もお忘れなく 9 ▶ 10

補償内容の選び方 11

よくある質問 12

手続きについて 13 ▶ 14

契約時にご確認いただきたい注意点 15 ▶ 18



ソニー損保の火災保険 4つの特長

変わらない安心を、今よりも安く。
充実の補償であなたの大切な財産をしっかり守ります。

特長 1 火災はもちろん、自然災害や日常の事故も補償

ソニー損保の火災保険なら、火災による損害はもちろん、台風や豪雨、地震などの自然災害による損害もしっかり補償。盗難や、自宅の火災で隣家を燃やしてしまった場合、日常生活における自転車での賠償事故などにも備えられます。

火災、落雷 破裂・爆発
 風災、雹災、雪災
 水災
 水濡れ、外部からの物体の衝突など
 盗難
 地震(※)
 地震危険等 上乗せ補償(※)
 破損・汚損損害等 補償
 類焼損害・失火見舞費用補償
 個人賠償責任 補償
 臨時費用保険金 補償

※火災保険とセットで地震保険への加入が別途必要になります。

建物が古くなっても「新築できる額」をお支払い

建物や家財は、年月の経過によって価値(時価)が下がっていきます。ソニー損保の火災保険は、損害時の時価ではなく、建物を建て直したり、新品の家財を買い直したりするための新価(再調達価額)で保険金をお支払いします。



特長 2 必要な補償に絞ってえらべる

補償がセットになったパッケージ型の火災保険の場合、「よく見ると必要性を感じない補償が入っていた…」ということもあります。ソニー損保の火災保険なら、必要な補償をご自身で選ぶことができますので、不要な補償を外すことで無駄な保険料を抑えて安くすることができます。

〈プラン例〉 地震の不安から地震上乗せ特約(全半損時のみ)を付帯、地震に対する手厚い補償を確保。一方で近くに河川や崖がないため「水災」を外し、家財の補償から「風災等」を、建物の補償から「盗難」を外しました。

	火災等 ※必須	風災等	水災	水濡れ等	盗難	破損・汚損	臨時費用	類焼損害・失火見舞	個人賠償	地震保険	地震上乗せ特約
建物	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○
家財	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○

○: 補償する ×: 補償しない

特長 3 地震上乗せ特約(全半損時のみ)で地震の補償も100%に(※1)

詳しくは P.8をご覧ください。



※1 火災保険金額に対して。なお地震保険の「一部損」の場合は、この特約では補償されません。
 ※2 地震保険を、保険の対象の支払限度額(保険金額)の50%(上限)でご契約した場合

特長 4 住まいの緊急かけつけサービスで毎日安心

水漏れや給排水管の詰まり、カギの紛失・盗難などのトラブル時、ご契約のお住まいまでかけつけて応急処置を行います。ご依頼は24時間年中無休で受け付けます。

- 水まわりのトラブルサポート
- カギのトラブルサポート
- 窓ガラスのトラブルサポート

水まわりのトラブルサポート
 トイレや台所・浴室・洗面所等の給排水管の詰まり、蛇口・排水パイプ等からの水漏れが生じた場合に提携業者の手配を行い、詰まりの除去や水漏れを止めるための応急処置を行います。

カギのトラブルサポート
 カギの紛失・盗難などのトラブルが生じた場合、提携業者の手配を行い、応急処置として出入口(玄関等)の開錠・破錠作業を行います。

窓ガラスのトラブルサポート
 窓ガラスやベランダなどのドアガラス等が破損した場合、提携業者の手配を行い、応急処置として破損したガラスの撤去、清掃および養生作業を行います。



※30分程度の軽作業が対象となります。なお、部品交換等にかかる部品代やガラス交換時のガラス代、これらの作業料はお客様のご負担となります。
 ※住まいの緊急かけつけサービスは、保険証券に記載の保険期間がサービス提供対象期間となります。また、保険契約とは別にソニー損保の提携会社より提供します。
 ※記載の内容は2022年5月現在の内容です。
 ※本サービスの詳細は「住まいの緊急かけつけサービス利用規約」をご覧ください。

充実の補償内容

住まいを取りまくリスクは、火災だけではありません。
火災以外のさまざまなリスクからも大切なお住まいをしっかりと守ります。



ソニー損保の
火災保険なら
幅広い補償で
安心!

基本補償

失火やもらい火による
火災、落雷
ガス爆発などの
破裂・爆発

自動セット



風災、^{ひょう}雹災、雪災
による窓ガラスや
屋根の破損など

えらべる補償



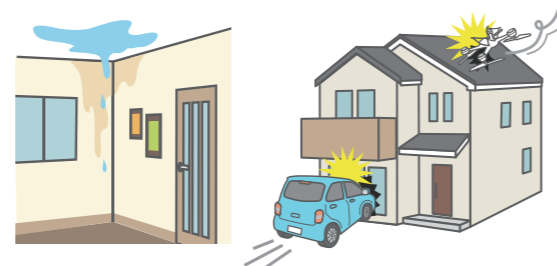
台風や集中豪雨による
川の氾濫などの**水災**

えらべる補償



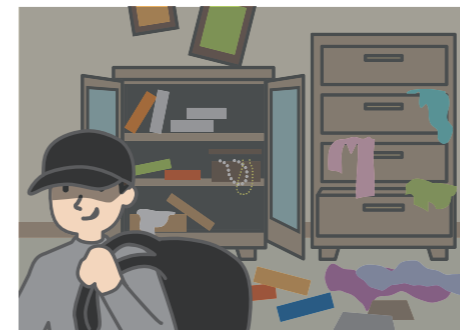
給排水設備の事故などによる
水濡れ
外部からの
物体の衝突など

えらべる補償



空き巣に窓ガラスを割られたなどの
損害や家財の**盗難**

えらべる補償



地震の補償 えらべる補償

地震による火災、損壊など
噴火・津波による埋没・流失など



地震上乗せ特約(全半損時のみ)

地震上乗せ特約なし

地震上乗せ特約あり



火災保険金額の**50%補償**

地震上乗せ特約(全半損時のみ)ありで
最大で火災保険金額の**100%補償**(※)

※地震保険を、保険の対象の支払限度額(保険金額)の50%(上限)で
ご契約した場合

費用の補償 自動セット

- 損害防止費用
- 水道管修理費用
- 残存物取片づけ費用
- 地震火災費用



その他の補償 えらべる補償

- 破損・汚損損害等補償特約
- 類焼損害・失火見舞費用補償特約
- 個人賠償責任補償特約
- 臨時費用保険金補償特約
(事故時支払保険金 10%UP)

詳しくは次ページ以降をご覧ください。

基本補償



火災、落雷、破裂・爆発

〈補償例〉

- 火災が起きて建物と家具が燃えた。
- 雷が落ちてインターホンが壊れた。
- ガス漏れなどによる破裂・爆発で建物に損害が生じた。

どんな補償？ 火災、落雷、破裂・爆発などにより建物や家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いする、火災保険の基本となる補償です。



風災、雹災、雪災

〈補償例〉

- 台風で屋根の一部がめくれた。
- 雹が降って、太陽光発電装置(ソーラーパネル)が破損した。
- 雪の重みで屋根の一部が破損した。

どんな補償？ 台風などの風災、雹災、または豪雪などの雪災で建物や家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。



水災

〈補償例〉

- 台風で川が氾濫し、床上浸水が起きて壁の貼替えが必要になった。
- 自宅裏の山が土砂崩れを起こして家が半壊した。

どんな補償？ 台風・暴風雨・豪雨・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石などの水災が原因で建物や家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。



水濡れ、外部からの物体の衝突など

〈補償例〉

- 上階からの水漏れで壁や床が水浸しになり、壁紙や床板を張替えた。
- 他人が運転する自動車が敷地内に突っ込み、壁を壊されてしまった。

どんな補償？ 給排水設備の事故による水濡れや、建物外部からの物体の衝突などで建物や家財に損害が生じた場合などに、保険金をお支払いします。



盗難

〈補償例〉

- 空き巣が室内に侵入した際、ガラス窓を割られてしまった。
- 空き巣に室内の家財を盗まれてしまった。

どんな補償？ 強盗や窃盗(これらの未遂も含まれます。)により建物や家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。家財でこの補償を選択した場合は、現金なども一定の金額の範囲内で補償します。

費用の補償

残存物取片づけ費用

どんな補償？

損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用・取片づけ清掃費用・搬出費用について被保険者が負担した費用の額(実費)^{(*)1}をお支払いします。

^{(*)1} 損害保険金の額×10%に相当する額が限度となります。

水道管修理費用

どんな補償？

保険の対象となる建物の専用水道管^{(*)2}が凍結によって損壊^{(*)3}し、これを修理した場合に保険金^{(*)4}をお支払いします。

^{(*)2} 分譲マンション等の区分所有建物の場合、共用部分の専用水道管を除きます。
^{(*)3} パッキングのみに生じた損壊を除きます。
^{(*)4} 損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用の額(実費)で1敷地内ごとに10万円が限度となります。

地震火災費用

どんな補償？

地震等を原因とする火災で次のいずれかの損害が発生した場合に保険金額の5%^{(*)5}をお支払いします。
・保険の対象となる建物が火災で半焼以上^{(*)6}となったとき
・保険の対象となる家財が火災で全焼^{(*)7}となったとき

^{(*)5} 1敷地内ごとに300万円を限度とします。
^{(*)6} 建物の主要構造部の火災による損害額が、その建物の再調達価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積の延床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。
^{(*)7} 家財の火災による損害額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。この場合における家財には高価貴金属等は含まれません。

損害防止費用

どんな補償？

「火災、落雷、破裂・爆発」の事故で、損害の発生または拡大の防止のために必要・有益な費用(消火活動に使った消火薬剤等の再取得費用等)を被保険者が負担した場合に保険金をお支払いします。

その他の補償



破損・汚損損害等補償特約^{(*)1}

どんな補償？

1事故につき、基本補償の保険金額と同額まで^{(*)2}基本補償で補償する事故以外の不測かつ突発的な事故によって、保険の対象に損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。

^{(*)1} 家財の補償は、基本補償に家財が含まれている場合のみ付帯されます。
^{(*)2} 基本補償で設定した免責金額(任意設定)と同額。なお、基本補償の免責金額が0円の場合は3万円となります。



個人賠償責任補償特約^{(*)1}

どんな補償？

1事故につき、3億円まで日常生活で、他人にケガをさせたり他人のモノを壊してしまい、法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に保険金をお支払いします。



臨時費用保険金補償特約(事故時支払保険金)10%UP

どんな補償？

1事故につき、1敷地内ごとに100万円まで損害保険金をお支払いする場合に、損害保険金とは別に損害保険金の額の10%を臨時費用保険金としてお支払いします。

^{(*)1} マークがついた特約は、補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約やソニー損保以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。それぞれのご契約の補償内容の違いや保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえでご契約ください。

地震保険は「必要保険」です

地震や津波などによる損害は、一部の費用保険金があるのみで、火災保険では補償できません。補償するためには、「地震保険」に加入する必要があります。

地震大国の日本だからこそ、地震・噴火・津波による損害に備えを。

※地震保険のみご契約いただくことはできません。ソニー損保の火災保険とあわせてお申込みください。

どんな補償？

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって建物や家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

〈補償例〉



地震で建物が倒壊した



地震で火災が発生し建物が焼けた



地震による液状化で建物が沈下した

その他の補償例

- 地震による津波によって生じた流失、倒壊
- 噴火に伴う溶岩流、噴石、火山灰や爆風によって生じた倒壊、埋没
- 地震や噴火の結果生じた土砂災害による流失、埋没

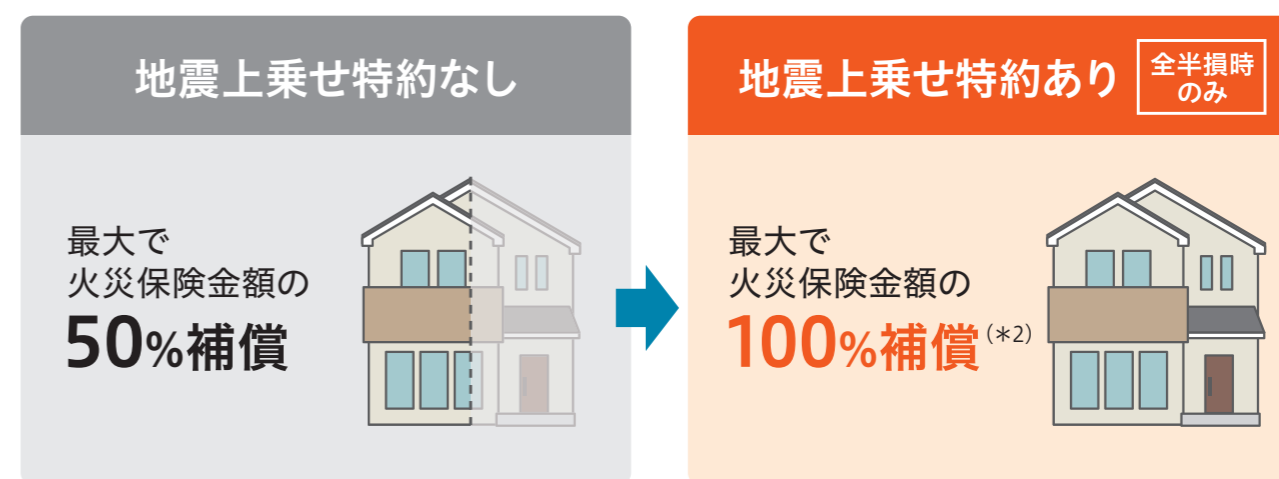
地震上乗せ特約(全半損時のみ)

地震上乗せ特約(全半損時のみ)で

地震の補償も100%に^(*)

地震保険の保険金額は、「地震保険に関する法律」により「火災保険金額の50%」までとされています。そこでソニー損保の火災保険では、地震保険の保険金額を50%に設定した場合に選択できる「地震上乗せ特約(全半損時のみ)」をご用意。地震保険によって全損・大半損・小半損として保険金をお支払いする場合に、地震保険と同額の保険金を上乗せでお支払いすることで、地震による損害時も最大100%の補償で備えられます。^(*)

*1 火災保険金額に対して。なお地震保険の「一部損」の場合は、この特約では補償されません。



*2 地震保険を、保険の対象の支払限度額(保険金額)の50%(上限)でご契約した場合

地震保険には割引制度があります。

割引の種類	適用条件	割引率
免震建築物割引	住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下「品確法」といいます。)に基づく免震建築物に該当する建物であること	50%
耐震等級割引	品確法に規定する評価方法基準に定める「耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)」または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」に定められた耐震等級を有する建物であること	耐震等級3: 50% 耐震等級2: 30% 耐震等級1: 10%
耐震診断割引	地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす建物であること	10%
建築年割引	昭和56年6月1日以降に新築された建物であること	10%

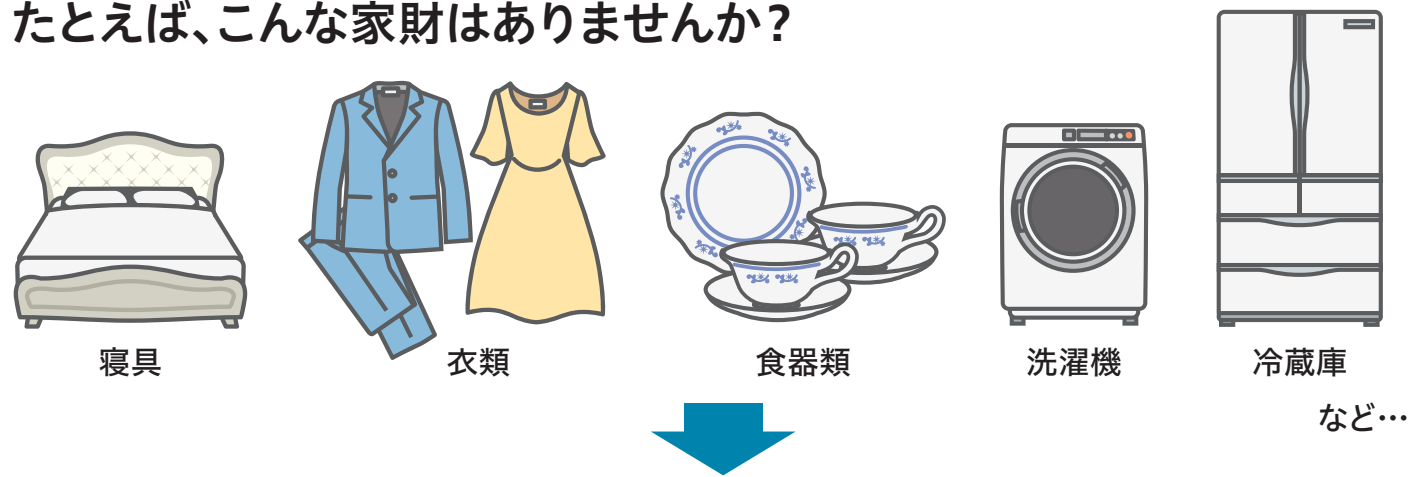
※割引の適用には、事前に確認資料のご提出が必要です。また、適用できる割引はひとつだけです。

家財の補償もお忘れなく

建物の火災保険だけでは、大切な家財は補償されません。

「自宅に高額なものはない」「夫婦だけの生活で持ち物が少ないから」と考えがちですが、実際に被害にあって必要最低限の家財を一式買替えるには意外に大きな金額が必要です。万一の災害時に生活を早期に再建するためにも、家財にも補償をつけることをおすすめします。
※家財のみをご契約いただくことはできません。

たとえば、こんな家財はありませんか？



たとえば、ご夫婦・子ども2人の4人家族(世帯主42歳)の場合
標準的な家財の評価額(再調達価額)は **1,430万円** にもなります。

家財の保険金額の目安は、家族構成や世帯主の年齢をもとに設定します。世帯主の年齢と家族構成から算出される標準的な家財の評価額(再調達価額)は下表のとおりです。

世帯主の年齢	家族構成										独身世帯
	2人		3人		4人		5人				
	夫婦のみ	夫婦 子ども1人	夫婦 大人1人	夫婦 子ども2人	夫婦 子ども1人 大人1人	夫婦 大人2人	夫婦 子ども3人	夫婦 子ども2人 大人1人	夫婦 子ども1人 大人2人	夫婦 大人3人	
27歳以下	520万円	610万円	660万円	700万円	750万円	800万円	790万円	840万円	890万円	940万円	300万円
28歳以上 32歳以下	720万円	810万円	860万円	900万円	950万円	1,000万円	990万円	1,040万円	1,090万円	1,140万円	
33歳以上 37歳以下	1,020万円	1,110万円	1,160万円	1,200万円	1,250万円	1,300万円	1,290万円	1,340万円	1,390万円	1,440万円	
38歳以上 42歳以下	1,250万円	1,340万円	1,390万円	1,430万円	1,480万円	1,530万円	1,520万円	1,570万円	1,620万円	1,670万円	
43歳以上 47歳以下	1,420万円	1,510万円	1,560万円	1,600万円	1,650万円	1,700万円	1,690万円	1,740万円	1,790万円	1,840万円	
48歳以上	1,500万円	1,590万円	1,640万円	1,680万円	1,730万円	1,780万円	1,770万円	1,820万円	1,870万円	1,920万円	

※大人は18歳以上を、子どもは18歳未満をいいます。
※再調達価額とは、同等のものを再取得するのに必要な金額をいいます。

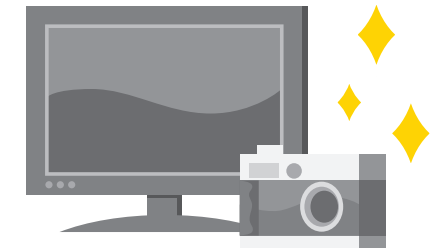
2022年5月時点

ソニー損保の火災保険なら

盗難による損害も再調達価額を基準に補償

大切な家財が建物内で盗難にあっても同等の物を買直し費用をお支払いします。

※貴金属・宝玉石および宝石ならびに書画・骨董・彫刻物その他の美術品は、1個または1組ごとに30万円を限度に補償します。申込時のご申告などは不要です。なお、損害額の算出は時価額を基準とします。



盗難による生活用の現金・生活用の通帳の損害も補償

下記の金額(または家財の保険金額のいずれか低い方)を限度に実際の損害額をお支払いします。



●生活用の現金(通貨)盗難

20万円

●生活用の通帳(預貯金証書)盗難

200万円

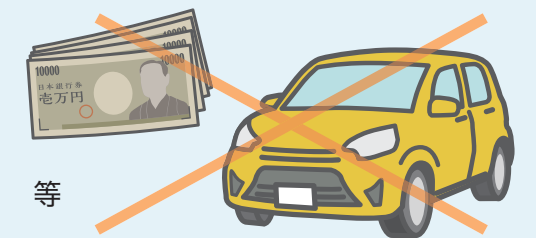
※いずれも家財の補償に「盗難」をセットした場合に限ります。

保険の対象となる家財

保険の対象となる建物の中にある、被保険者または被保険者と生計を共にする親族が所有する家財を対象に補償します。ただし、下記のものを除きます。

〈保険の対象とならない主なもの〉

- 通貨、小切手、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、乗車券等その他これらに類する物(※)
- 商品・製品、業務用の設備・什器
- 自動車およびその付属品
- 動物、植物等の生物
- データ・ソフトウェアまたはプログラム等の無体物 等



※生活用の通貨・預貯金証書は、盗難の場合に限り保険の対象に含まれます。

補償内容の選び方

ソニー損保の火災保険は、補償を自由に選べます。

お住まいの条件に合わせて補償を見直し、負担を抑えつつリスクに備える方法をご紹介します。

一戸建て



Sさん

住宅街の木造一戸建て、立地条件から補償を見直して、保険料を節約。

築25年の一戸建てにお住まいのSさん。風災のリスクはあるものの家財への損害は軽微と考え、家財の補償から「風災等」を外すことに。また、近くに河川や崖がないため「水災」を外し、盗難のリスクも建物への影響は少ないと考え、建物の補償から「盗難」を外すことにしました。自転車事故などに備え、個人賠償責任補償特約もセット。

■Sさんが選んだ補償内容

	火災等 ※必須	風災等	水災	水濡れ等	盗難	破損・汚損	臨時費用	類焼損害・失火見舞	個人賠償	地震保険	地震上乘せ特約
建物	○	○	×	×	×	○	○	○	○	×	×
家財	○	×	×	×	○					×	×

○：補償する ×：補償しない

マンション



Tさん

新築マンションにおける心配事にしっかり備えつつ、保険料を節約。

ローンで新築の分譲マンションを購入したTさん。10階と高層階のため風災、水災のリスクは少ないと考え、どちらも外しました。ホームセキュリティがあるため「盗難」も外し、上階からの水漏れに備え「水濡れ等」の補償をセット。マンションで心配なリスクに備えました。

■Tさんが選んだ補償内容

	火災等 ※必須	風災等	水災	水濡れ等	盗難	破損・汚損	臨時費用	類焼損害・失火見舞	個人賠償	地震保険	地震上乘せ特約
建物	○	×	×	○	×	○	○	○	○	×	×
家財	○	×	×	○	×					×	×

○：補償する ×：補償しない

※家財の補償有無は選択可能です。家財のみを保険の対象とすることはできません。

よくある質問

お客様からのよくある質問にお答えします。

Q 支払方法は何がありますか？

A ソニー損保の火災保険には以下の支払方法があります。

支払方法	内容	えらべる支払手段
一括払	保険料を一括でお支払い	クレジットカード払 払込票 ^(※) 銀行振込
年払	保険料を毎年お支払い	クレジットカード払
月払	保険料を毎月お支払い	クレジットカード払

(※)郵便局、所定の銀行・コンビニエンスストアまたはスマホ決済にてお支払いいただけます。

なお、ソニー損保の火災保険には毎月口座から保険料が引落される「口座振替」での支払方法はご用意しておりません。

Q 引受けの対象となるのはどのような物件ですか？

A ソニー損保の火災保険は居住専用の持ち家を対象とした保険商品です。

引受け対象



居住専用の持ち家
(別荘・貸している賃貸物件を含む)

引受け対象外




- 借りている賃貸物件
- 空き家
- 契約者が法人
- 家財のみのご契約
- 質権つきの状態で契約する予定である
- 住居として使用していない部分(事務所・店舗など)がある

※長屋・テラスハウスの場合、他の戸室で住居として使用しない部分がある場合も引受け対象外となります。

手続きについて

◆ご提出いただきたい書類および確認する内容

確認項目	ご提出いただきたい書類	必要な項目、確認ポイント		
建物情報が確認できる書類(必ず必要となります。)				
建物構造	登記簿謄本・登記事項証明書 または登記申請書* (マンション・戸建て両方〇)	・新築した年月(「原因およびその日付」欄) ・建物の所在地 ・種類 ・構造(マンションの場合は「一棟の建物の表示」) ・床面積(マンションの場合は専有部分の床面積) *登記申請書は公的機関等の受領印や処理印が確認できるもののみ可能		
	確認通知書・確認済証(戸建てのみ)	・確認年月日 ・建築場所 ・構造 ・新築であることがわかる表記(「工事種別」欄に記載またはチェックが入っています) ・延べ面積		
	重要事項説明書(マンションのみ)	・宅地建物取引士または宅地建物取引主任者の記名および押印※ ※交付日が2022年5月18日以降の場合は、押印の確認は省略可 ・建物の所在地 ・新築した建築年月または竣工予定年月 ・構造 ・専有部分の床面積		
耐火性能を有する建物の場合				
耐火性能(※1)	耐火建築物 準耐火建築物 耐火構造建築物 特定避難時間倒壊等 防止建築物	建築確認申請書の第四面 設計仕様書・設計図面 など	・耐火性能がわかる表記(耐火建築物、準耐火建築物、耐火構造建築物、特定避難時間倒壊等防止建築物などの記載またはチェックがある箇所)	
	耐火構造 準耐火構造 など	建築確認申請書の第四面	・耐火性能がわかる表記(主要構造部が耐火構造、準耐火構造などの記載またはチェックがある箇所)	
	省令準耐火建物	設計仕様書・設計図面 など	・耐火性能がわかる表記(「省令準耐火」「省令準耐」「省令簡易耐火」「省令簡耐」などの記載またはチェックがある箇所)	
		特約火災保険のお客さま契約カード	・耐火性能がわかる表記(「構造級別欄がC」「省令準耐火」「省令簡耐」などの記載またはチェックがある箇所)	
	上記いずれか	現在ご加入の保険証券・保険契約証・ 保険継続証・異動承認書	・耐火性能がわかる表記(上記の耐火性能の必要な項目、確認ポイントにある記載またはチェックがある箇所) ※左記書類に記載の保険始期日が2010年1月1日以降の場合に限る	
地震保険の割引が適用できる建物の場合				
地震保険の割引(※2)	建設(設計)住宅性能評価書	・右記のマークがある表紙  ・建物の所在地 ・登録住宅性能機関欄の証明者と押印 ・「免震建築物」「耐震等級」が記載されているページ		
	免震建築物 耐震等級	認定通知書(長期優良住宅)	・地方公共団体の長など所管行政官庁がわかる記名・押印 ・建物の所在地 ・工事種別(2016年4月以降に申請の場合) ※免震建築物、耐震等級割引(耐震等級3)の適用を受ける場合は、別途免震建築物または耐震等級3であることが確認できる資料の提出が必要	
		技術的審査適合証・長期使用構造等 である旨の確認書(長期優良住宅)	・登録住宅性能評価機関の記名・押印 ・建物の所在地 ・「免震建築物」「耐震等級」の記載(記載がない場合は工事種別)	
		適合証明書(フラット35)	・検査機関または検査責任者の記名・押印 ・建物の所在地 ・フラット35Sの基準の適用欄に記載されている耐震性	
		耐震診断	耐震基準適合証明書	・証明者(建築士等)の記名・押印 ・建物の所在地
		上記いずれか	現在ご加入の保険証券・保険契約証・ 保険継続証・異動承認書	左記書類の全面(地震保険の割引、証券番号、保険契約者、建物所在地・建物構造、 保険期間の始期・終期、保険金額および発行する保険会社名の記載がある箇所)
その他				
経過措置適用	現在ご加入の保険証券・保険契約証・ 保険継続証・異動承認書	左記書類の全面(証券番号、保険契約者、建物所在地・建物構造(B構造または経過措置対象と記載)、保険期間の始期・終期、保険金額および発行する保険会社名)		
建築年月の確認(※1)	売買契約書・重要事項説明書・検査済証	・新築した年月		
保険金額の適正	売買契約書・請負契約書	・新築時の建築費用、建物価格(建物・土地代金が分かれて記載、または消費税の記載)		

(※1) お客様ご自身によるご用意が難しい場合、施工業者・ハウスメーカーなどに所定の証明書を作成してもらうことで対応できる場合があります。詳しくはお問合せ先までご連絡ください。
(※2) 上記以外の確認資料については、重要事項説明書の補足事項をあわせてご覧ください。

2022年5月時点

◆申込手続の流れ

柱の種類や耐火性能などによって、申込手続が2パターンに分かれます。

パターンAの場合、申込手続後に書類を送付いただきますが、パターンBの場合、仮申込の後に書類を送付いただき、ソニー損保で書類を確認した後に申込手続を実施いただきます。

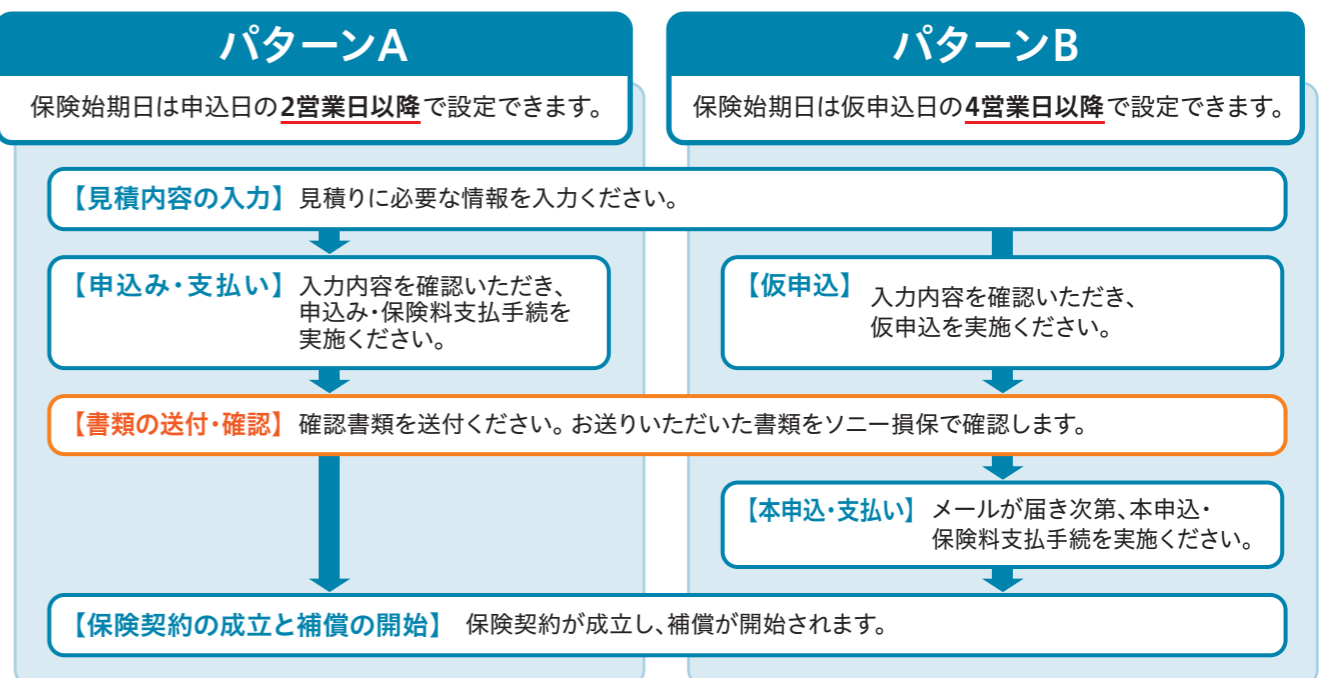
パターンBに該当する場合

- ・建築年割引以外の地震保険の割引が適用される場合
- ・耐火性能が適用される場合
- ・経過措置が適用される場合

※上記は一例です。詳しくは取扱代理店、またはカスタマーセンターへお問合せください。

パターンAに該当する場合

パターンBに当てはまらない場合




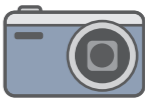
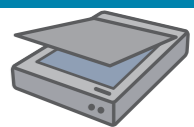
◆書類の提出方法

書類はインターネットもしくは郵送でご提出ください。

インターネットで提出

WEBアップロード

パソコンに取り込んだ画像、もしくはスマートフォンなどで撮影した画像を書類の提出画面でアップロード

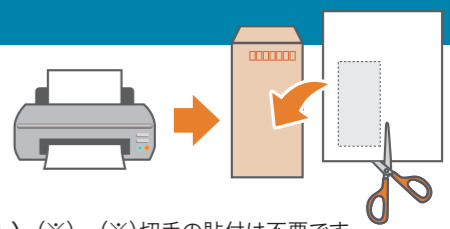




スマホで撮影 デジカメで撮影 スキャナーで読み取り

郵送で提出


宛名ラベルを印刷して郵送

- ① 書類の提出画面で印刷した「宛名ラベル」から宛名部分を切り取り、お手持ちの封筒に貼付してください。
- ② 貼付した封筒に確認書類のコピーを入れて投函してください。(※) (※)切手の貼付は不要です。



返信用封筒を取寄せて郵送

書類の提出画面で返信用封筒を取寄せていただきます。ご契約の住所に届いた返信用封筒に確認書類のコピーを入れて投函してください。



契約時にご確認いただきたい注意点

ご契約いただくにあたって特にご確認いただきたい注意点を挙げています。
内容をご確認いただき、ご不明な点は取扱代理店、またはカスタマーセンターへお問合せください。

1. 申込みに際しての注意事項

(1) 補償の重複

次の特約のご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約やソニー損保以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。それぞれのご契約の補償内容の違いや保険金額をご確認いただき、特約の可否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。
なお、一つのご契約のみに特約をセットしている場合に、転居等によりご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性がある主な特約>

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
火災保険の個人賠償責任補償特約	自動車保険等の個人賠償責任補償特約
火災保険(建物のご契約)の類焼損害・失火見舞費用補償特約	火災保険(家財のご契約)の類焼損害補償特約

(2) 保険の対象

保険の対象は、次のとおり「建物」および「家財」となります。
(*)家財の補償有無は選択可能です。なお、家財のみを保険の対象とすることはできません。

保険の対象の概要	
建物	<p>被保険者が所有している「住居にのみ使用される建物(※1)(※2)」となります。(ご契約者の指定に基づき保険証券(継続証)またはソニー損保ウェブサイトの契約内容照会画面に表示される建物をいいます。)</p> <p>(*)分譲マンション等の区分所有建物の場合、保険の対象となる建物には「共用部分」は含みません。ただし、バルコニー等の専用使用権付共用部分は、管理組合の規約に基づき被保険者に修復の義務が生じたときは、保険の対象に含みます。</p> <p>(*)保険の対象となる建物に付属する次の物のうち、被保険者の所有するものは、保険の対象となる建物に含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畳、建具その他これらに類する物 ・電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの ・浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの ・門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物
家財	<p>保険の対象となる建物に収容される家財で、被保険者または被保険者と生計を共にする親族の所有するものとなります。ただし、次の物は、保険の対象となる家財には含みません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通貨、小切手、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、乗車券等その他これらに類する物(※) ・商品・製品、業務用の設備・什器 ・自動車およびその付属品 ・動物、植物等の生物 ・データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物 等

(※1)以下のケースは「住居にのみ使用される建物」に該当しないため、お引受けできません。
・事務所や寮、店舗などに使用している建物
・販売用の商品等が常時保管されている建物
・自ら住む予定がなく、賃貸入居者も募集していない建物(空家)
・民泊などの住宅宿泊事業を行う建物
・長屋(テラスハウス)等の共同住宅において、他の戸室が事務所や店舗となっている建物(※4)

(※2)保険期間の途中で上記(※1)のケースに該当する建物になった場合などは、当社ではお引受けできず、ご契約は解除となります。
(※3)生活用の通貨・預貯金証書は、盗難の場合に限り保険の対象に含みます。
(※4)建物の用途は「建物全体」で判定します(例:長屋(テラスハウス)等の共同住宅の場合、他の戸室も含めて判定します)。ただし、分譲マンション等の区分所有建物で建物の構造(柱の種類)がコンクリート造に該当する場合等は、「専有部分」で判定することもできます。

(3) 保険期間および補償の開始・終了時期

保険期間	1年～5年(※)の整数年 ただし、住宅ローンを申込んだ金融機関が取扱代理店の場合は、2年～5年以下の範囲で、住宅ローン融資期間に応じた期間となります。
補償の開始	保険始期日の午後4時(申込画面等にこれと異なる時刻が表示されている場合は、その時刻となります)
補償の終了	満期日の午後4時

(※)地震保険および地震危険等上乗せ補償特約(全半損時のみ)の保険期間は次のとおりです。ご契約者またはソニー損保から別段の意思表示がない場合、いずれも火災保険の満期日まで自動的に継続します。なお、火災保険が保険期間の途中で終了した場合は、地震保険および地震危険等上乗せ補償特約(全半損時のみ)も同時に終了します。

地震危険等上乗せ補償特約(全半損時のみ)	地震保険の保険期間	地震危険等上乗せ補償特約(全半損時のみ)の保険期間
セットあり	1年	1年
セットなし	火災保険の保険期間と同一	—

2. 保険料の決定の仕組みとお支払方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料は、保険金額、保険期間、支払方法、建物の所在地・構造・築年数、割引等によって決まります。実際に契約する保険料については、申込画面等にてご確認ください。

(2) 保険料のお支払方法

保険料のお支払方法は次のとおりです。

支払方法	クレジットカード払	銀行振込	払込票(※1)
一括払	○	○	○
分割払	年払	×	×
	月払(※2)	○	×

○:お選びいただけます。 ×:お選びいただけません。

(*)保険期間が2年以上の場合、保険期間が1年のときに比べ、1年あたりの保険料は保険期間・お支払方法に応じて安くなります。

(※1)郵便局、所定の銀行・コンビニエンスストアまたはスマホ決済にてお支払いいただけます。

(※2)月払の場合、**ご契約の際に第1回分割保険料として、年間保険料の2/12をお支払いいただきます。**第2回以降の分割保険料は、年間保険料の1/12を毎月の払込期日までにお支払いいただけます。なお、クレジットカード会社の口座引落しの手続日の関係により、2回分のお引落しがまとめて発生する場合があります。

月払保険料が3万円を超える場合、月払を選択することはできません。また、ご契約後に契約内容を変更したことによって月払保険料が3万円を超えた場合も同様です。

3. 地震保険の取扱い

(1) 商品の仕組み

地震保険は、火災保険とあわせてご契約ください。地震保険を単独で契約することはできません。地震保険のご契約を希望されない場合には、申込画面等において地震保険がセットされていないことをご確認ください。

(2) 補償内容

地震等を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって建物、家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従って行います。

損害の程度	保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の額	地震危険等上乗せ補償特約(※1)
	建物	家財		
全損	主要構造部(※2)の損害額が建物の時価額の50%以上	家財の損害額が家財の時価額の80%以上	地震保険の保険金額の全額(時価額が限度)	地震保険の保険金と同額を上乗せでお支払い (*)地震保険の保険金額を火災保険の保険金額の50%に設定した場合に限ります。
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の70%以上			
大半損	主要構造部(※2)の損害額が建物の時価額の40%以上50%未満	家財の損害額が家財の時価額の60%以上80%未満	地震保険の保険金額の60%(時価額の60%が限度)	
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の50%以上70%未満			
小半損	主要構造部(※2)の損害額が建物の時価額の20%以上40%未満	家財の損害額が家財の時価額の30%以上60%未満	地震保険の保険金額の30%(時価額の30%が限度)	
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の20%以上50%未満			
一部損	主要構造部(※2)の損害額が建物の時価額の3%以上20%未満	家財の損害額が家財の時価額の10%以上30%未満	地震保険の保険金額の5%(時価額の5%が限度)	支払いません
	全損・大半損・小半損に至らない建物が床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水			

(※1)地震危険等上乗せ補償特約は「地震保険」をセットした場合にお選びいただけます。なお、この特約は地震保険ではなく火災保険の特約です。
 (※2)基礎、柱、壁、屋根等をいいます。
 (※3)1回の地震等(※3)による損害保険会社全社で算出された保険金の総額が12兆円(※4)を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{算出された保険金の額} \times \frac{12兆円(※4)}{\text{算出された保険金の総額}}$$

(※3)72時間以内に生じた2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。
 (※4)2022年5月現在

4. 火災保険・地震保険の割引について

(1)火災保険の割引

ご契約の条件により、火災保険に以下の割引が適用されます。適用された割引は申込画面等に表示されますので、ご確認ください。

割引の名称	割引率	割引の適用条件
証券ペーパーレス割引	3% ただし、500円を上限とします。 (※)基本補償の保険料に対して適用されます。	申込手順の際に、保険証券(継続証)および約款等の発行・送付をしないことを希望する場合
マイページ新規申込割引	6% ただし、1,000円を上限とします。 (※)基本補償の保険料に対して適用されます。	次の条件をすべて満たしている場合 ・新規契約であること(※) ・見積りおよび申込みの時点で、ご契約者が、自動車保険契約または医療保険契約をソニー損保と締結していること ・ソニー損保ウェブサイトの「ご契約者ページ(マイページ)」で申込手順を完了すること

(※)継続契約は割引の対象となりません。

(2)地震保険の割引

保険の対象となる建物の免震・耐震性能により、地震保険に次の割引が適用できる場合があります。なお、割引の適用に際して、所定の確認書類をご提出いただく必要があります。この場合、保険始期日より割引の適用をお受けいただくためには、事前のご提出が必要となります。ご契約後、保険期間の途中でご提出いただいた場合には、割引の適用はその日以降分の保険料のみとなる場合がありますのでご注意ください。

割引の名称	割引率	割引の適用条件								
免震建築物割引	50%	保険の対象となる建物が免震建築物である場合 (※)住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下「品確法」といいます。)に規定する評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号、以下「評価方法基準」といいます。)において、免震建築物の基準に適合する建築物をいいます。								
耐震等級割引	<table border="1"> <thead> <tr> <th>耐震等級</th> <th>割引率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table>	耐震等級	割引率	3	50%	2	30%	1	10%	保険の対象となる建物が耐震等級を有している場合 (※)品確法に規定する評価方法基準に定められた耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」に定められた耐震等級をいいます。
耐震等級	割引率									
3	50%									
2	30%									
1	10%									
耐震診断割引	10%	保険の対象となる建物が1981年5月31日以前に新築され、地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、1981年6月1日に施行された改正建築基準法における耐震基準を満たす場合								
建築年割引	10%	保険の対象となる建物が1981年6月1日以降に新築された場合								

(※)地震保険の割引は重複して適用を受けることができません。

<所定の確認書類について>

所定の確認書類とは、地震保険の割引の適用条件が確認できる次の書類をいいます。ソニー損保に書類の画像またはコピーをご提出いただくことで割引の適用ができます。なお、保険の対象となる建物に対する上記割引の適用が確認できる以下の(a)または(b)に該当する書類を確認書類とすることも可能です。ただし、「証券番号(契約を特定するための番号)」、「保険契約者」、「保険期間の始期・終期(これらを特定できる情報を含む。)」、「建物の所在地・構造」、「保険金額」および「発行する保険会社(※)」の記載のあるものに限り、

(a) 保険証券、保険契約証、保険契約継続証、異動承認書、満期案内書類、契約内容確認のお知らせ

(b) (a)の代替として保険会社にご契約者に対して発行する書類または電子データ

(※)更改申込書、更新確認書等を確認資料とする場合には、「〇年〇月時点の契約内容に基づく」等の文言から、保険会社が作成した書類であることを確認できる場合に限り、

割引の名称	確認書類
免震建築物割引・耐震等級割引	<ul style="list-style-type: none"> 品確法に基づく登録住宅性能評価機関(※1)により作成された書類(※2)のうち、対象建物が免震建築物であること(耐震等級割引の場合は耐震等級)を証明した書類(※3)(※4)(※5) ①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(※6)および②「設計内容説明書」など免震建築物であること(耐震等級割引の場合は耐震等級)が確認できる書類(※4) 独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書(※5) <p>(※1)登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みません。(「登録住宅性能評価機関」について、以下同様とします。)</p> <p>(※2)品確法に基づく登録住宅性能評価機関として評価方法基準に基づき評価を行い、かつその評価内容が記載された書類に限り、</p> <p>(※3)例えば以下の書類が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 品確法に基づく建設住宅性能評価書または設計住宅性能評価書 耐震性能評価書(耐震等級割引の場合に限り、) 独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「現金取得者向け新築対象住宅証明書」 長期優良住宅の認定申請の際に使用された品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」または「長期使用構造等である旨の確認書」 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」 品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類 など <p>(※4)以下に該当する場合には、耐震等級割引(新築は30%、増築・改築は10%)が適用されます。 ・「技術的審査適合証」または「長期使用構造等である旨の確認書」において、「免震建築物であること」または「耐震等級」が確認できない場合 ・「認定通知書」など上記①の書類のみご提出いただいた場合</p> <p>(※5)以下に該当する場合には、耐震等級割引(30%)が適用されます。 ・書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合。ただし、登録住宅性能評価機関(「適合証明書」は適合証明検査機関または適合証明技術者)に対し対象建物の耐震等級の証明を受けるために届け出た書類で耐震等級が1つに特定できる場合は、その耐震等級割引が適用されます。</p> <p>(※6)「住宅用家屋証明書」(特定認定長期優良住宅であることが確認できる場合に限り、)および「認定長期優良住宅建築証明書」を含みます。</p>
耐震診断割引	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省告示第185号(※))に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類 耐震診断または耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書(耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書、地方税法施行規則附則に基づく証明書など) <p>(※)平成25年国土交通省告示第1061号を含みます。</p>
建築年割引	<ul style="list-style-type: none"> 建物登記簿謄本、建物登記簿権利証、建築確認書、検査済証などの公的機関等(※1)が発行(※2)する書類 宅地建物取引業者が交付する重要事項説明書、不動産売買契約書または賃貸住宅契約書 登記の申請に当たり申請者が登記所に提出する工事完了引渡証明書等 <p>(ただし、いずれの書類も記載された建築年月等により1981年6月1日以降に新築されたことが確認できるものが対象です。)</p> <p>(※1)国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関等をいいます。 (※2)建築確認申請書など公的機関等に届け出た書類で、公的機関等の受領印・処理印が確認できるものを含みます。</p>

(※)赤字は代表的な確認書類です。

5. 警戒宣言発令後の地震保険の取扱いについて

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、次の東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象(建物または家財)について、地震保険の新規契約および増額契約はお引受けできません(同一物件・同一被保険者・保険金額が同額以下の継続契約は除きます。)のでご注意ください。

【参考】東海地震に係る地震防災対策強化地域(2012年4月1日現在)



(※)地震防災対策強化地域である市町村と強化地域以外の市町村が合併した場合、合併後の市町村(新行政区画)が改めて強化地域として指定されるまでの間は、合併前の市町村区域(旧行政区画)が強化地域の対象となります。

(※)上記強化地域は、2012年3月30日付告示(内閣府告示第41号)に基づくものです。なお、市町村名は2012年4月1日現在で表記しています。

都県	市町村
東京	<村>新島、神津島、三宅
神奈川	<市>平塚、小田原、茅ヶ崎、秦野、厚木、伊勢原、海老名、南足柄 <町村>高座郡=寒川;中郡=大磯、二宮;足柄上郡=中井、大井、松田、山北、開成;足柄下郡=箱根、真鶴、湯河原
山梨	<市>甲府、富士吉田、都留、山梨、大月、韭崎、南アルプス、北杜、甲斐、笛吹、上野原、甲州、中央 <町村>西八代郡=市川三郷;南巨摩郡=早川、身延、南部、富士川;中巨摩郡=昭和;南都留郡=道志、西桂、忍野、山中湖、鳴沢、富士河口湖
長野	<市>岡谷、飯田、諏訪、伊那、駒ヶ根、茅野 <町村>諏訪郡=下諏訪、富士見、原;上伊那郡=辰野、箕輪、飯島、南箕輪、中川、宮田;下伊那郡=松川、高森、阿南、阿智、下條、天龍、泰阜、喬木、豊丘、大鹿
岐阜	<市>中津川
静岡	全域
愛知	<市>名古屋、豊橋、岡崎、半田、豊川、津島、碧南、刈谷、豊田、安城、西尾、蒲郡、常滑、新城、東海、大府、知多、知立、高浜、豊明、日進、田原、愛西、弥富、みよし、あま、長久手 <町村>愛知郡=東郷;海部郡=大治、蟹江、飛島;知多郡=阿久比、東浦、南知多、美浜、武豊;額田郡=幸田;北設楽郡=設楽、東栄
三重	<市>伊勢、桑名、尾鷲、鳥羽、熊野、志摩 <町村>桑名郡=木曾岬;度会郡=大紀、南伊勢;北牟婁郡=紀北